平成２３年（フ）第１０７号
秋田市仁井田目長田１丁目10番40号
破産者　佐々木久美子
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２５８号
埼玉県久喜市葛梅450―92、住民票上の住所大阪市城東区中央１丁目６番29号
破産者　鷹井　利夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４７号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番19号　シャネルハイツ102号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里丘中３番23号
破産者　乾　　貞夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４４５号
大阪府堺市美原区小寺448―１、住民票上の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目19番地の14
破産者　中山　元洋
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６３号
大阪市住吉区千躰２丁目５番６号　エコーハイツ503号
破産者　奥田　敏明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３１５号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番20―202号
破産者　花本　佳哲
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
鳥取県倉吉市福本190番２地
破産者　山根　洋一
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第７１号
岡山県津山市下横野851番地１
破産者　魚安こと　安岡　　章
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２３０号
愛媛県四国中央市上柏町６番地１
破産者　矢野　静男
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２８号
福岡県久留米市西町914　花畑病院内、住民票上の住所福岡県久留米市江戸屋敷２丁目16番21号
破産者　安徳　和子
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７９４号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番５号
破産者　橋本　紘治
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９３号
札幌市東区東苗穂10条３丁目15番18号
破産者　高畑　澄子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
岩手県九戸郡洋野町中野第13地割19番地７
破産者　大粒来重二郎
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１６９５号
仙台市宮城野区安養寺２丁目32番23号　遊佐アパートⅡ―１
破産者　川村　　浩
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９０号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目１番３号　シャルム早川Ｃ―106
破産者　松本　隆治
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
富山市婦中町笹倉35番地２、開始決定時の住所富山市布目1700番地14
破産者　髙田　真行
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４２号
福井県あわら市温泉４丁目1209番地　山本マンション１号、旧住所福井県坂井市三国町下野第27号42番地
破産者　堤腰　俊康
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係